

## 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に公布され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されました。

これにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されているため、引き続き、各施設の実態に応じた「避難確保計画」の作成等を行うとともに、適切な時期に避難訓練の実施をお願いします。

今後、ハザードエリアの改定により「避難確保計画」の作成及び提出をお願いする場合があります。作成にあたっては、本市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の義務化」（ページ ID\_1015170）の「避難確保計画の手引き」を確認してください。

なお、令和8年度より、これまで避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されていなかった雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、水防法に基づく「避難確保計画」の作成等を行うとともに、適切な時期に避難訓練の実施が必要となります。

### ○現在の浸水想定区域や土砂災害警戒区域

本市ホームページ「宇都宮市防災ハザードマップ（洪水・内水・土砂災害・ため池）」（ページ ID\_1035864）」に掲載しています。

### 【要配慮者利用施設に該当するサービス】

- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・（看護）小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院

※ 介護予防及び総合事業も「要配慮者利用施設」に該当します。